

○元考院 二月廿六日午前九時三十分開火災條例布告

○文部省報告第一號 明治十六年二月二日發行

○明治十六年二月十三日 東京府知事芳川圓正

○明治十六年二月十三日 內務省衛生局

Table with columns for names (e.g., 虎列刺, 赤布里亞) and counts (e.g., 一四八, 二).

叙任賞勳 明治十五年十二月廿九日分

時事新報 米國發談 (昨日ノ續)

以上ノ事... 米國ノ景況...

此氣風ハ同國一般ニ傳播浸潤シタルヲ以テ...

米國人ガ思想ノ不羈落ナリ...

只生計ノ程度ヲ以テ...

只生計ノ程度ヲ以テ...

米國人ガ思想ノ不羈落ナリ...

只生計ノ程度ヲ以テ...

ノ形勢ノ如ク我同胞ノ日本國人ニ在テ之ニ對スル  
ノ道如何ナリ可ナラン尙舊時愛國ノ趣味ヲ忘ル、能  
ハズナリ區々ノ小節ヲ守リ清貧以テ渠レニ交リ則必  
孔子ノ教以テ渠レヲ制シ渠レヲ救ヘント欲スル歟其  
得失ハ我輩コレヲ讀者ノ判斷ニ附スルノ一(畢)

雜報

○新築御茶屋 赤坂皇居御苑内池邊の西洋造り御  
茶屋の客年中取壊のされて目下全所述へ日本風二階  
造りの御茶屋を新築中あるが右の本月月中竣  
功の寄まで落成の上は、聖上阿皇后宮も全所へ出  
御遊ばされ皇族大臣參議を召して御茶屋開きの御宴  
を張らせ給ふや承る

○山縣參議 同參議ハ去る十一日名古賀より馬  
渡の勝地を経て隨行員七名と大分縣へ出迎ひの佐々  
木大書記官始め都合十五名にて同日午後五時豊前中  
津町ある豪商小畑和四郎方へ一泊され夜半過り同  
所を出立して大分へ赴かれ一泊され十五日は同國四日  
市泊して翌十六日小倉泊りの筈され岸良福岡縣令  
ふは屋官を率ひて同所へ出迎ひれたる旨其地方より  
の通信ありし

○高知縣長次官轉任 高知縣令伊集院兼善君より近  
を他官へ轉任せらるゝ風説あり又頃日參事院職官補  
村上義雄君が同縣大書記官に任せられたるに付同縣  
少書記官太田卓君が不日參事院員外職官補に任せ  
らるべしと云ふ

○御内謁見 皇居宮内の一昨日井上參議の令息勝之  
助君が内室へ御内謁見を仰付られ外國語學のよと杯  
種々の御物語をせられて後御物數品を賜り御前を  
退出されし由

○司法卿の内訓 樺山警視總監より監視を附せらる  
へ於て送致の途中逃亡の際治罪手續の備ふ付刑罰法附  
則第二十六條に依り監視を附せらるべき者へ旅券を  
附與し送致の途中本人逃亡せし場合を於ては現行監  
視執行を爲すべき地の警察署に於て治罪の手續致さ  
るべき旨も他府縣に於ては其取扱ひ區々として實際  
支支を生じ候備一定の取扱ひ相成候様至急御訓示相  
成候旨司法卿へ上申及びられし由去る七日同卿より  
各府縣に東京府を以ては外各府縣へ監視を執行  
すべし地の官署に於て逮捕の處分及びすべき旨と必  
得し但し被告人の申立たる地に住居なき者は送致  
をなしたる地の官署に於て右處分を爲すべき旨とす  
る旨御訓示ありたり

○工部省改革 一昨日工部省では警備局を廢し警  
備隊を置かれ又警備局副局長等も警備隊の警備之職

て到任官履等二十餘名を免せられしと且聞く處  
使と石碓山分府も近々廢せられるとのとなり  
○文部省日誌 文部省に於て月々同省の日誌を編纂  
されし處る都合に依り本月より廢せられたり

○衛生諮問會彙報 先頃開かれし衛生諮問會の彙  
去る廿一日を以て閉會せられ翌廿二日は委員一同文  
部省へ招集せられ醫學校の事付會議を開きしと  
いふ又今回の諮問會にて決議せられし事件の内郡區  
醫を廢るの議は尤重要な事ありしと元來各府  
縣に適宜設けられし郡區醫は米國法に則たりた。貧民  
施療の事のみ從事せしめられしが今度ハ夫等をも  
一變し行政部分に屬し公衆衛生上付専ら衛生委員  
の指導者となる郡區長の顧問とせらるゝよしとて身  
分取扱ひの到任官十七等以上十一等以下とし月々手當  
金十五圓以上四十圓以内を支給する事を決せられし  
といふ又各府縣の衛生事務は自今獨立して警察の  
如く該局長をも委任官として定額金を若干増加され  
たしと委員一同の建議に依り之れをも採用せられし  
に聞けり

○職制の改正 府縣官職制中郡長條第一項を改正  
せられ郡長は八等相當一人但し特別の評議を以て奏  
任となすを得其給俸の一俸より八等迄を八十圓よ  
り三十圓迄ありと

○驛遞出張局 驛遞局に於ては來る三月今更正文の  
驛遞區編制法に從ひ驛遞出張局并分分局等を漸次設  
立する、右付右地所見分の爲同局の官吏を近々各  
地方へ派出せらるゝに聞けり

○上告書差出方 各府縣下に置られし各裁判所詰立  
合辦事に於て不當裁判を上告する、時は是迄上告書  
を大審院へのみ差出し來りしが以來、今一通を本省  
第十局へも差出すべく旨同局より夫々へ達せらる

○慰勞金伺 先般福島縣下暴徒捕縛及び探偵等お派  
出せられ此程歸京されし警部巡查等へ慰勞金として  
金五圓より金十五圓迄の内と下賜せられ度旨該事務  
擔當の警視某君より警視總監へ伺出せられしよし

○印刷局の利潤 今局に於ては創始以來工場建築地所  
機械代試驗費を消費せし金六十五万四千四百二圓二十  
七錢の内三十三万七千七百七十五圓五十四錢八厘は建  
築費一万三千二百二十九圓四十七錢一厘の本局地券  
面地價金六千七百三十四圓十八錢三厘地價(但購入  
之分)金二十五万三千九百五十四圓六十錢四厘機械  
并運送運賃金四万三千八百四十六錢六厘印刷費お  
て之を賣本金とし右支出より収入の七万二千七百一  
圓十四錢八厘の當半季中の利潤とす左れば之を賣す

る半季利益の一割一分一厘餘を儲るといふ  
○韓人取扱ひ心得 本邦在留朝鮮人の法律規則を犯  
したる時の罪を内國人同權取扱ふべし旨一昨日警視  
總監より局部署へ達せられたり

○清國の海軍 近來清國政府にて海軍擴張を計す  
頻と海防事宜熱心するよしは既に諸新聞にも見え  
しが其中殊に著しく見ゆるハ此程南洋通商大臣より  
軍艦製造の議を起し福州馬尾に船政局を命したる等  
の事々々南京よりの通報に依れば現今日耳昇南と南  
京總督との間た兵船購入の示談ありといふ最も其  
成否如何は豫知し能はずと雖も北地の通信も両江總  
督の管下を歸する一艦隊を組織すべしと既に朝廷よ  
り左宗棠へ命せられたり云々と去一月卅日付在上海  
某氏よりの書翰中ありし

○大砲射的會 豫前號に記せし大砲射的會ハ爾來  
る三月四日第一會を越中嶋にて催ふる、よし  
○陸軍彙報 北海道屯田兵事務條例を今度改正さる  
よしとて此程同兵長陸軍中佐永山武四郎君より改  
正の數件を陸軍卿へ上申せられしといふ○陸軍省ハ  
於ては今般騎兵裝束中軌典を多少改正せらるゝお  
付此程參謀本部にて專ら草案取調中あるよし○陸軍  
省本部にては本年より看察本は總て徵兵より撰抜  
さるゝ事を決せられしを以て其勤務規則をも改正せ  
らるゝよしとて目下編制中あるよし○陸軍省ハ犯罪  
者に杖、答、刑罰を處せらるゝ者ハ是迄日比谷線  
兵場に於て執行せられしが近々何れハ其刑場を別  
に設けらるゝといふ

○造幣器械 大坂造幣局にて今度造幣器械三臺を  
獨逸國より購求さるべき見込にて該圖面を添へ同局  
長より大藏省へ伺出されしよし

○運轉試驗 新橋鐵道局にて此程同局製造所に於  
て製造せられし蒸氣機關二個を昨日該鐵路の運轉を  
試みられたり

○船舶彙報 前號に記せし如く此般鐵ハ昨日午前九  
時横濱解纜にて朝鮮へ赴きしが同國京城公使館詰外  
務省御用掛山田敬徳君も該艦に乗込まれたり○横  
濱砲台英國軍艦アイリソング號も同時神戶へ向け出  
帆せり○米國帆船ウイチャント號ハ石抽五万九千箱  
石炭二十噸を積み客年九月三十日本國出帆して昨日  
午前一時横濱へ入港しより

○續報 一昨夕横濱に達したる電報ハ米國軍艦ア  
レニロット號が海上に於て破船せし報知ありしが破船  
の場所ハ詳かからされ其多分廈門と香港の間ある  
べしと又一昨日の電報にてハ業經ハ一團を以て捕け

れ怪我  
おて船  
江河運  
支那海  
るとの  
○木材  
が皇居  
國園西  
り三尺八  
此程出  
○兩米  
の事ハ  
して合併  
以て農  
員召喚  
本全三五  
ハ最早  
合併ハ  
付全商一  
の上兜  
の木大  
せし處  
の性質  
の筋め  
何々米  
りしが  
も申聞  
米商會  
長とあり  
のみに  
後藤庄吉  
をも決  
田中平八  
願の事  
○生糸  
て賣買  
の由お  
の扱此  
府にお  
年生糸  
回し券  
府にお  
政府よ  
仕舞ハ